

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛田地区 (小泉、牧田、松原、宮新田、山ノ谷、西村、本村、布目沢、円池、荒町、新田、梅ノ木、大久保、竹原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の大部分でほ場の基盤整備が進み、担い手への集積率は90%を超えている一方、一部の中山間地域において個人農家が耕作するほ場では、粘質土壌など、耕作条件の悪いほ場も存在する。
今後、担い手不足が懸念されるなか、外部からの新しい人を受け入れる風土がないといった声もあり、作業の効率化、複合経営による通年雇用、コマツナ等作物のブランド化により持続可能な農業の発展を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主穀作中心の5つの経営体を中心に、現在の耕作地の継続的な維持を図るとともに、園芸についてはコマツナと言えは”射水”と言われるほどの産地化を目指す。
また、楽しい農業・儲かる農業をやりたいとの声も挙がっており、まずは子供を巻き込んで親子で参加できるイベントなどを通して若い人の掘り起こしてはどうかとの意見もあった。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	320 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	311 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や個人農家で営農の継続が困難になった場合は、近隣の認定農業法人等に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・すでに多くの経営体が農地中間管理機構を活用している。営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を活用して、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域内西側の農地については基盤整備完了済みである。東側地区について早期事業化に向けて国・県に対して要望している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵の設置に継続して取り組むとともに、目撃情報があった場合は関係機関と連携し、速やかに対応する。
- ③ドローンによる肥料散布や自動給水栓の導入など、作業の省力化・効率化につながるスマート農業機械等を導入する。
- ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。中山間地域等直接支払い交付金の活用により、農地や農道等の保全管理を進める。
- ⑧施設園芸用ハウスの増設に取り組む。